

3 学校給食費

(1) 学校給食費の法的根拠

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳については、下表のとおりである。

なお、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

区分	経費区分	負担区分	法的根拠	内訳	備考
学校給食に要する経費	食材料費	保護者 ^{※1}	学校給食法 ^{※3} 第11条第2項	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」という。
	光熱水費	保護者(設置者 ^{※2})		調理、手洗い等に要する費用	
	施設設備費	設置者	学校給食法 第11条第1項	学校給食実施のための施設設備費	管理運営に要する経費
	修繕費		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条2号	学校給食施設設備の修繕費	
人件費	学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条1号		学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費等		

※1 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者。

夜間課程を置く高等学校における学校給食の場合は、生徒。

※2 学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について(昭和48年6月文部省体育局)において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

※3 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律においては第5条。
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律においては第5条。

(2) 学校給食費の算出

ア 学校給食費の設定に当たっての要素

適正な学校給食費の設定に当たっては、年間、あるいは、年度間を見通して一定の額を定めることが、学校給食の計画並びに保護者の経費支出の面などから最も望ましいが、社会情勢の変動などにより物価が大きく左右されることもあるので、学期単位による学校給食費の決定、あるいは物価の変動によるスライド制を採用することもある。

イ 適正な学校給食費の算出に必要な内容

- (ア) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の学校給食摂取基準
- (イ) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の標準食品構成表
- (ウ) 食品の廃棄率
- (エ) 前年度に使用した食品の品目、数量及び使用頻度の実態
- (オ) 前年度に使用した各食品別又は食品分類別の年間平均購入価格及び過去数年間における

る食料費上昇率の推移

- (カ) 食事内容の充実、特に質及び分量の向上の配慮
- (キ) 行事食などの考慮
- (ク) 年間学校給食実施予定回数
- (ケ) 給食物資購入の方法、地域の食生活の実態など

ウ 学校給食費算出の手順

(ア) 1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量の算出

前年度1年間の実施献立について、年間に使用した食品構成区分別の正味使用量を、年間給食回数で割ったものに廃棄率を勘案し、1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量を算出する。ただし、栄養管理や食事内容において問題があった場合は補正する。

廃棄率については、大量調理においては日本食品成分表に記載されている数値と異なるものもあることから、調理場での実態を把握することが必要である。

(イ) 当該年度における年間必要額の算出

次の主食、牛乳、おかずの価格を合計して1食分の予想価格を算出する。これに年間給食日数をかけ、年間必要額を算出する。

a 主食

年間の米飯・パン・めんの回数と物資供給金額から、主食としての1人1回当たりの平均金額を算出する。

公益財団法人愛知県学校給食会からの学校給食用物資（パン・ソフトスパゲティ式めん・米飯（委託炊飯方式）・米穀等）の供給価格を使用して計算する。

b 牛乳

愛知県教育委員会から通知される、愛知県農林水産部長決定の保護者負担額とする。

c おかず

(ア)で算出した1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量に、食品構成区分別に1g単価（前年度の実績）を乗じ、総務省統計局消費者物価指数を勘案して予想価格を算出する。

(ウ) 食事内容の向上、地場産物の活用等の実施に係る金額の算出

行事食や選択給食、食物アレルギー対応など食事内容の向上や地場産物の活用等を前年度と比較して、実施する際に必要となる金額を算出する。

(エ) 月額又は1人1回当たりの学校給食費の算出

(イ)で得た年間必要額に(ウ)の金額を加えて年間の学校給食費を算出する。これを月又は給食実施回数で割ると、平均月額給食費又は1人1回当たりの学校給食費が算出される。

(3) 学校給食費の未納問題への対応

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で重要な役割を担っており、また、学校における食育を推進していくため学校給食の充実を図る必要がある。学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材費等について適切に負担していただくことが不可欠である。

学校給食費の徴収業務は、学校給食の各実施者において、納入義務者である各保護者の理解と協力を得ながら行う必要がある。

ア 留意事項

(平成19年1月24日付け18文科ス第406号「学校給食費の徴収状況に関する調査について」(文部科学省スポーツ・青少年局長通知)より。)

① 学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知について

学校等は、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることなど、学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分に認識していただくとともに、学校給食は保護者が負担する学校給食費によって成り立っているため、一部の保護者が学校給食費を未納にすることによって、他者に負担が発生することなどを保護者に周知し、理解と協力を求めること。

② 生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用について

学校給食実施者等は、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、これらの給付による学校給食費相当額については、必要に応じて学校長に交付することも一つの有効な方法と考えられることを踏まえて対応すること。

また、各地方公共団体は、就学援助事業の充実に努めること。

③ 学校給食費の未納問題への取組体制について

学校長は、学校給食費の未納に対する対応について、学級担任等特定の者に過度の負担がかからないよう、学校全体としての取組体制を整えるとともに、学校給食実施者は、各学校の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めること。

イ 児童手当からの徴収

児童手当法における、保護者等の同意を得て児童手当から給食費等について納付できる、いわゆる天引きの仕組みを導入するに当たっては、学校給食担当課と児童手当担当部局との連携を十分に図りながら、事務を進めていく必要がある。

また、学校給食費の徴収方法として、手当の支給口座と学校給食費の引落口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として考えられる。

ウ 法的措置例

法的手続	支払督促 (民事訴訟法第 382 条)	少額訴訟 (民事訴訟法第 368 条)
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none">・簡易裁判所に申し立てすれば、書面審査だけで裁判所から債務者に支払督促が送達される。・金額、回数に制限はない。・審理のため裁判所に出頭する必要はない。・債務者の異議申し立てがなければ、仮執行宣言の申立をし、その支払督促に異議申立がなければ、支払督促が確定(判決と同一)し強制執行が可能となる。・異議申し立てがあれば、通常訴訟に移行する。・住所不明者への申し立てはできない。	<ul style="list-style-type: none">・簡易裁判所に訴状を提出することにより訴えを提起する。・60万円以下の金銭の支払を求める訴えに限られる。・同一の簡易裁判所は年10回までしかできない。・原則として1回(1日)で審理を終えるため、その日までに十分な事前準備をする必要がある。・判決に対しては、控訴できない。